

平成 30 年 8 月 1 日

会計監査人候補者の募集について

島根県農業協同組合
監事会

島根県農業協同組合(以下「当組合」という)は、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号 以下「農協法」という)による改正後の農協法(平成 31 年 10 月 1 日から適用分)第 37 条の 2 の規定に基づき会計監査人を置き、農協法第 36 条第 2 項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書(以下「財務諸表」という)について監査を受ける必要があるため、農協法第 37 条の 2 が準用する会社法第 329 条の規定により会計監査人を通常総代会の決議により選任します。

つきましては、当組合の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士を募集しますので、下記によりご応募いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 提出期限 平成 30 年 9 月 30 日

2. 提出部数 提案書 2 部

なお、提案書の作成に際しては、別紙「会計監査人候補者選定に関する企画提案書」をご参照ください。

3. 任 期

平成31年度の会計監査人は、平成31年6月開催予定の通常総代会にて選任します。

会計監査人の任期は、農協法第37条の3が準用する会社法第338条第1項の規定に基づき、平成32年6月開催予定の通常総代会終了の時までとします。ただし、再任を妨げません。

4. 応募資格

農協法第37条の3が準用する会社法の規定に基づき、公認会計士又は監査法人とし、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当するものでないこと。

5. 企画提案書の提出

企画提案書は郵送又は持参により、提出期限内に提出してください。なお、郵便事故により期限に間に合わない場合、当組合及び当監事会は責任を負いません。提出部数は2部としますが、うち1部は正本とし、残り1部は複本としても差し支えありません。

6. 審査・選定方法

- (1) 提出された企画提案については、当監事会による審査を行います。
- (2) 書類審査を基本としますが、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーションを行う場合があります。
- (3) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- (4) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (5) 当組合の平成 29 年度までの決算情報については、当組合のホームページ (<https://ja-shimane.jp/>)にて公開していますが、企画提案に当り総代会資料が必要な場合は郵送にて提供しますのでお申し出ください。

7. 問い合わせ・提出先

島根県農業協同組合 監事会事務局 (監査部 担当：田尻)

〒690-0887

島根県松江市殿町 19-1

T E L : 0852-35-9011 F A X : 0852-35-9019

E-mail : kanji.hon@ja-shimane.gr.jp

以 上